

情 個 審 第 8 7 4 号
令 和 3 年 4 月 2 2 日

林弘法律事務所
山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諒問事件

諒問番号：令和3年（行情）諒問第138号

事 件 名：令和元年の御即位恩赦に際して公職選挙法違反及び性犯罪の恩赦は一律に認めないことを決定した際の文書の不開示決定（不存在）に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和3年5月20日（木）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎

連絡先：03-5501-2879
ファックス：03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問庁
に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送
付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。
(適当ではない理由)



諮詢庁：法務省

理由説明書

1 本件経緯

- (1) 審査請求人は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、令和2年12月21日付け（同月23日受領）行政文書開示請求書により、法務大臣（以下「処分庁」という。）に対し、「令和元年の御即位恩赦に際して、公職選挙法違反及び性犯罪の恩赦は一律に認めないことを決定した際の文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 処分庁は、令和2年12月25日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」により、本件対象文書について、法務省本省では趣旨に該当する行政文書を保有していない旨を審査請求人に教示し、このまま本件開示請求が維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われる情報を提供した上で、同請求を維持するか回答を求めた。
- (3) 審査請求人は、令和3年1月5日付け「ご連絡」と題する文書により、本件開示請求を維持する旨の回答があった。
- (4) 本件開示請求に対し、処分庁は、令和3年2月18日付け法務省保総第38号行政文書不開示決定通知書により本件対象文書を保有していないとして不開示決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (5) 本件は、原処分を取り消すとの裁決を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）がなされたものである。

2 審査請求人の主張

①即位の礼に当たり行う特別恩赦基準の運用について（令和元年10月22日付の法務省刑事局長、矯正局長及び保護局長の依命通達）、及び②即位の礼に当たり行う特別恩赦基準に関する解説の送付について（令和元年10月22日付の法務省保護局総務課長の通知）からすれば、公職選挙法違反及び性犯罪の恩赦が認められるかどうかはケースバイケースとなるはずであるにもかかわらず、これらの恩赦が一切認められなかつたことからすれば、本件対象文書は存在すると言える。

3 原処分の妥当性について

中央更生保護審査会（以下「中更審」という。）は、令和元年の即位の礼に当たり行われた特別基準恩赦を含めた個別恩赦の審理に当たっては、独立、中立の立場から、法令に基づき、恩赦上申事件ごとに、審査対象者の性格、行状、違法行為をするおそれ、社会の感情その他の事項について調査、検討を行った上で、恩赦が相当か否かを議決し、恩赦相当と議決したときは法務大臣に対して恩赦の実施を申し出ている。

そのため、法務省本省が、前記特別基準恩赦につき、中更審の議事や議決の方向性を定める内容である本件対象文書を作成、取得、保有する必要性はなく、それらをしていない。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書につき、これを保有しないとして不開示決定をした原処分は妥当であり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項により、本件審査請求を棄却することが妥当である。